

100年の歴史を持つ民生委員制度。
わたしたちは、
「支えあう 住みよい社会 地域から」
をスローガンに活動しています。

住民の立場にたって まちの福祉を担う ボランティアです



民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

全国共通の制度として、全国に23万人、千葉県(千葉市を除く)では、約7600人の民生委員・児童委員が活動しています。任期は3年です。

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。

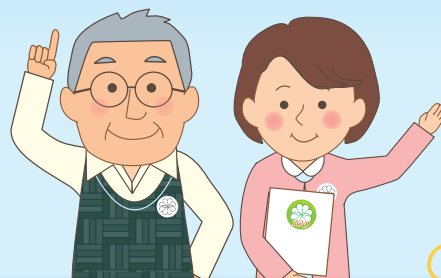
民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。

同意なく相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

ご存知ですか？

民生委員 児童委員

生活上のお困りごとや
悩みごとをご相談ください。



この地区の担当は

_____です。



民生委員・児童委員は

Q 民生委員・児童委員ってどういう人？

A 簡単に言うと、「福祉のことを知っているご近所さん」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、住民の方からの相談内容に応じて、必要な支援を受けることができる専門機関などにつなぎ、課題が解決できるよう寄り添います。そのために、行政や社会福祉協議会、学校など、さまざまな機関と連携しています。また、民生委員・児童委員の中には、児童を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

Q 誰がなっているの？

A 民生委員法に民生委員になることができる人が定められています。市町村ごとに設置される推薦会において、地域住民の中で、社会福祉に熱意のある人が選ばれます。

Q 相談内容は誰にも知られたくないんだけど…

A 民生委員法に守秘義務が定められています。同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。